特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第3号

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和27年岩手県条例第7号)の一部を次のように改正する。

改正前	
(旅費及び費用弁償)	
bla - ba - Free 3	Ι,

第7条 |略|

、それぞれ同表右欄に定める額とする。ただし、知事、副知事、県議会の 議員及び県議会の議員のうちから選任された監査委員が内国を旅行した場 合に支給する現地経費、宿泊料及び食卓料については別表第3に定めると ころによる。

附則

1~4 「略]

5 知事、副知事、県議会の議員及び県議会の議員のうちから選任された監 5 知事、副知事、県議会の議員、教育長及び県議会の議員のうちから選任 査委員が内国を旅行した場合に支給する鉄道賃及び船賃の額については、 当分の間、別表第2中「行政職給料表10級の職務にある職員と同一の額」 とあるのは、「国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号) 第2条第1項第3号に規定する指定職の職務にある者と同一の額」として 、同表の規定を適用する。

6~41 「略]

別表第2(第7条、第8条関係)

知事	行政職給料表10級の職務にある職員と同一の
副知事	額。ただし、知事、副知事 <u>及び</u> 県議会の議員
県議会の議員	が外国を旅行する場合にあっては、国家公務

改正後

第7条 「略]

(旅費及び費用弁償)

2 前項の旅費又は費用弁償の額は、別表第2左欄に規定する職員について 2 前項の旅費又は費用弁償の額は、別表第2左欄に規定する職員について 、それぞれ同表右欄に定める額とする。ただし、知事、副知事、県議会の 議員、教育長及び県議会の議員のうちから選任された監査委員が内国を旅 行した場合に支給する現地経費、宿泊料及び食卓料については、別表第3 に定めるところによる。

附則

1~4 「略]

された監査委員が内国を旅行した場合に支給する鉄道賃及び船賃の額につ いては、当分の間、別表第2中「行政職給料表10級の職務にある職員と同 一の額」とあるのは、「国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律 第114号) 第2条第1項第3号に規定する指定職の職務にある者と同一の額 」として、同表の規定を適用する。

 $6 \sim 41$ 「略]

別表第2(第7条、第8条関係)

知事	行政職給料表10級の職務にある職員と同一の
副知事	額。ただし、知事、副知事 <u>、</u> 県議会の議員 <u>及</u>
県議会の議員	<u>び教育長</u> が外国を旅行する場合にあっては、

教育長	員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114
教育委員会の委員	号。以下「旅費法」という。) <u>別表第2に掲</u>
選挙管理委員	<u>げる</u> 指定職の職務にある者と同一の額
監査委員	
人事委員会の委員	
公安委員会の委員	
労働委員会の委員	
収用委員会の委員	
[略]	

教育長	国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年
教育委員会の委員	法律第114号。以下「旅費法」という。) <u>第2</u>
選挙管理委員	条第1項第3号に規定する指定職の職務にあ
監査委員	る者と同一の額
人事委員会の委員	
公安委員会の委員	
労働委員会の委員	
収用委員会の委員	
[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。

附則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。